

## 登記嘱託書

登記の目的 所有権移転

原因 年月日相続

相続人 (被相続人 )  
(被代位者)

代位者 埼玉県(国土交通省)

代位原因 年月日売買による所有権移転登記請求権

添付書類

嘱託書の写し(注) 登記原因証明情報(原本還付請求) 住所証明書(原本還付請求)  
代位原因証書

年月日嘱託 さいたま地方法務局 支局(出張所)

嘱託者

連絡先の電話番号

登録免許税 登録免許税法第5条第1号

不動産の表示

所 在  
地 番  
地 目  
地 積

(注) オンライン庁(オンラインにより登記申請ができる登記所)にあっては、「嘱託書の写し」は添付しない。